

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室） 御中

← 厚生労働省 老健局 介護保険計画課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の介護保険関係規定等の施行」について

計24枚（本紙を除く）

Vol.202

平成23年5月6日

厚生労働省老健局介護保険計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線2164、2260)
FAX：03-3503-2167



老発第0502第1号
平成23年5月2日

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律
における介護保険関係規定等の施行について

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「震災特別法」という。）、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「震災特別政令」という。）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令（平成23年厚生労働省令第57号。以下「震災特別省令」という。）については、平成23年5月2日に公布及び施行（一部平成23年3月11日より適用）されたところである（別添1から別添3まで参照）。

これらの法令の施行に伴う、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定の特例並びに老人福祉及び介護保険に係る特別の財政援助措置等について下記のとおり通知するので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、これらの措置が東日本大震災の被災者等に遺漏無く適用されるよう、特段の御配意をお願いする。

なお、運用に当たっての詳細等は、別途お示しする。

記

第一 定義（震災特別法第2条関係）

- 1 震災特別法において、「東日本大震災」とは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害であること（第1項関係）。
- 2 震災特別法において、「特定被災地方公共団体」とは、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県並びに東日本大震災による被害を受けた市町村で政令で定めるものであること。この政令で定める市町村は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三

項の市町村を定める政令（平成23年政令第127号）に定められているものであること（第2項関係。別添4参照）。

- 3 震災特別法において、「特定被災区域」とは、東日本大震災に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村のうち政令で定めるもの及びこれに準ずる市町村として政令で定めるものの区域であること。この政令で定める市町村は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令に定められているものであること第3項関係。別添4参照）。

第二 社会福祉施設等の災害復旧に関する補助（震災特別法第48条関係）

1 特例の概要

- （1）市（指定都市及び中核市を除く。）、町村の設置する施設に対する補助

都道府県が、市（指定都市及び中核市を除く。）町村が設置する社会福祉施設等の災害復旧に要する費用につき6分の5を下らない率により補助する場合に、当該補助に要する費用（当該費用が6分の5を超える場合は、その超える部分に要する費用を除く。）の5分の4を国が補助することとすること（第1項関係）。

- （2）市（指定都市及び中核市を除く。）、町村の介護老人保健施設に対する補助

都道府県が、市（指定都市及び中核市を除く。）町村が設置する介護老人保健施設の災害復旧に要する費用を補助する場合に、当該補助に要する費用（当該費用が2分の1を超える場合は、その超える部分に要する費用を除く。）を国が補助することとすること（第2項関係）。

- （3）都道府県及び市町村以外の者が設置する施設に対する補助

都道府県又は指定都市若しくは中核市が、都道府県及び市町村以外の者（社会福祉法人等）が設置する社会福祉施設等の災害復旧に要する費用につき6分の5を下らない率により補助する場合に、当該補助に要する費用（当該費用が6分の5を超える場合は、その超える部分に要する費用を除く。）の5分の4を国が補助することとすること（第3項関係）。

- （4）都道府県及び市町村以外の者が設置する介護老人保健施設に対する補助

都道府県又は指定都市若しくは中核市が、都道府県及び市町村以外の者（社会福祉法人等）が設置する介護老人保健施設の災害復旧に要する費用を補助する場合に、当該補助に要する費用（当該費用が2分の1を超える場合は、その超える部分に要する費用を除く。）を国が補助することとすること（第4項関係）。

- （5）県又は指定都市若しくは中核市の設置する施設に対する補助

県又は指定都市若しくは中核市に対し、その設置する社会福祉施設等の災害復旧に要する費用の3分の2を国が補助することとしたこと（第5項関係）。

- （6）県又は指定都市若しくは中核市の設置する介護老人保健施設に対する補助

県又は指定都市若しくは中核市に対し、その設置する介護老人保健施設の災害復旧に要する費用の2分の1を国が補助することとしたこと（第6項関係）。

2 特例の対象範囲

- （1）1（1）、（3）、（5）が適用される施設又は事業所

- ① 小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、認知症対応型老人共同生活援助事

業を行う事業所、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センター、軽費老人ホーム

② 地域包括支援センター

(2) 1 (2)、(4)、(6) が適用される施設

介護老人保健施設

(3) 適用される地域

① 都道府県及び市町村が設置する施設については、特定被災地方公共団体の設置するものが対象となること（第1項及び第2項関係）。

② 県及び市町村が設置する施設については、特定被災地方公共団体の設置するものが対象となること（第5項及び第6項関係）。

③ 都道府県及び市町村以外の者が設置する施設については、以下の要件に該当する都道府県又は指定都市若しくは中核市に設置されていたものであること。（震災特別政令第3条第1項）

- ・ 当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の区域における各類型の施設又は事業所の数に対する東日本大震災により著しい被害を受けた各類型の施設又は事業所（その復旧に要する費用の額が60万円未満のものを除く。）の数の割合が10分の1以上であること。
- ・ 当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の区域における被災施設又は事業所の復旧に要する費用の一施設当たりの平均額が80万円以上であること。

3 その他

養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧費については、2とは別に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき補助されること。

第三 介護給付及び予防給付に要する費用に係る国の負担等の特例等（震災特別法第89条から第92条まで関係）

一 東日本大震災により甚大な被害を受けた介護保険の保険者及び被保険者に対する特別な財政支援を行うため、以下の事項を規定している。

1 利用者負担免除分に対する国庫補助（震災特別法第89条関係）

① 震災特別法第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体である市町村その他東日本大震災による被害の状況その他の事情をしん酌して厚生労働大臣が定める市町村において、東日本大震災による被害を受けた介護保険の被保険者の利用者負担を免除した場合には、免除により給付費が増加した分について、国、都道府県、市町村及び介護納付金の負担の規定（介護保険法第121条第1項等）を適用しないこと（第1項関係）。

※ 上記措置の適用期間は、平成23年3月11日から平成24年2月29日までの間において厚生労働大臣が定める日までの間としている。

② 国は、予算の範囲内において、①の免除による給付費の増加分を補助すること（第2項関係）。

※ 国が①の免除による給付費の増加分の全額を補助する予定としている。

2 介護保険施設等における食費及び居住費等に関する補助（震災特別法第90条関

係)

- ① 市町村は、特例対象期間に、被災介護保険被保険者（介護保険の被保険者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより利用者負担が免除されたものをいう。以下同じ。）が介護保険法第51条の3第1項に規定する特定介護サービスを受けたときは、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額及び同項第2号に規定する居住費の基準費用額の合計額から特定入所者介護サービス費又は特例特定入所者介護サービス費の額を控除した額を支給すること（第1項関係）。

※1 特例対象期間は、平成23年3月11日から平成24年2月29日までの間において厚生労働大臣が定める日までの間としている。

※2 特定入所者介護サービス費又は特例特定入所者介護サービス費が支給されない者については、基準費用額を支給することとする。

- ② 国は、予算の範囲内において、①による支給に要する費用の額に相当する額を補助すること（第2項関係）。

※ 国が①による支給に要する費用の額の全額を補助する予定としている。

- ③ ①による支給は、介護保険法第22条第1項の不正利得の徴収、同法第25条の受給権の保護、同法第26条の租税その他の公課の禁止、同法第51条の3第4項及び第5項の代理受領、同条第7項の審査支払い、同条第9項の厚生労働省令への委任規定を準用すること（第3項関係）。

3 特定介護予防サービス事業者における食費及び滞在費に関する補助（震災特別法第91条関係）

- ① 市町村は、特例対象期間に、被災介護保険被保険者が介護保険法第61条の3第1項に規定する特定介護予防サービスを受けたときは、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額及び同項第2号に規定する滞在費の基準費用額の合計額から特定入所者介護予防サービス費又は特例特定入所者介護予防サービス費の額を控除した額を支給すること（第1項関係）。

※ 特定入所者介護予防サービス費又は特例特定入所者介護予防サービス費が支給されない者については、基準費用額を支給することとする。

- ② 国は、予算の範囲内において、①による支給に要する費用の額に相当する額を補助すること（第2項関係）。

※ 国が①による支給に要する費用の額の全額を補助する予定としている。

- ③ ①による支給は、介護保険法第22条第1項の不正利得の徴収、同法第25条の受給権の保護、同法第26条の租税その他の公課の禁止、同法第61条の3第4項及び第5項の代理受領、同条第7項の審査支払い、同条第9項の厚生労働省令への委任規定を準用すること（第3項関係）。

4 特定介護老人福祉施設における食費及び居住費に関する補助（震災特別法第92条関係）

- ① 市町村は、特例対象期間に、介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第3項に規定する旧措置入所者が介護保険法第8条第20項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び同法第48条第1項第1号に規定する指定介護福祉施設サービスを受けた場合であつて、東日本大震災による被害を受けたことによりこれらのサービスに必要な費用の負担をすることが困難であ

ると認めたとき（※）は、介護保険法施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定基準費用額及び同項第2号に規定する居住費の特定基準費用額の合計額から特定入所者介護サービス費の額を控除した額を支給すること（第1項関係）。

※ 上記の支給に当たっては、東日本大震災による被害を受けたことにより利用者負担が免除された場合を想定している。

- ② 国は、予算の範囲内において、①による支給に要する費用の額に相当する額を補助すること（第2項関係）。

※ 国が①による支給に要する費用の額の全額を補助する予定としている。

- ③ ①による支給は、介護保険法第22条第1項の不正利得の徴収、同法第25条の受給権の保護、同法第26条の租税その他の公課の禁止、同法第51条の3第4項及び第5項の代理受領、同条第7項の審査支払い、同法第9項の厚生労働省令への委任規定を準用すること（第3項関係）。

二 震災特別政令の内容

第三の一の2の③、3の③及び4の③の介護保険法の規定について、必要な技術的読替えを行っている（震災特別政令第8条から第10条まで関係）。

三 震災特別省令の内容

1 特別調整交付金の額の特例（震災特別省令第29条関係）

第三の一の1の②により補助を受けた市町村については、その補助額に相当する額について特別調整交付金を交付しないこととするため、介護保険の調整交付金の交付額に関する省令（平成12年厚生省令第26号）第7条に基づく特別調整交付金の額の算定に当たり、以下の額を控除すること。

- ① 同条第一号の災害等により減免の措置を採った保険料の額から東日本大震災の被災者に対して行った保険料の減免分に係る国の補助金の額
- ② 同条第二号の災害等による介護保険法第50条又は第60条の規定の適用により生じた介護給付及び予防給付に要した費用の額から東日本大震災の被災者に対して行った利用者負担の免除分に係る国の補助金の額

2 介護保険施設等における食費及び居住費等に関する補助等に関する申請等（震災特別省令第30条から第32条まで関係）

（1）介護保険施設等における食費及び居住費等に関する補助に関する申請等

- ① 第三の一の2の①による支給を受けようとする被災介護保険被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出すること（第1項関係）。

ア 被災介護保険被保険者に該当する旨

イ 氏名、性別、生年月日及び住所

ウ 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設（以下「介護保険施設等」という。）に入所中の場合は、入所中の施設名及び入所した日

エ 被保険者番号

- ② 申請書には、被災介護保険被保険者に該当する旨及び介護保険施設等に入所した年月日を証明する書類並びに特定入所者介護サービス費の認定証（交付を受けている場合に限る。）を添付すること。ただし、これらにより明らかにす

べき事実を確認できる場合には、書類等の添付を省略することができるものとすること（第２項関係）。

- ③ 市町村は、申請の要件を満たしている被災介護保険被保険者に対して、認定証を交付すること。（第３項関係）
 - ④ 認定証の交付を受けた者は、被災介護保険被保険者に該当しなくなった等の場合において、当該認定証を市町村に返還しなければならないこと（第４項関係）。
 - ⑤ 介護保険法施行規則第２８条の検認又は更新の規定は、認定証について準用すること（第５項関係）。
 - ⑥ 被災介護保険被保険者は、認定証を喪失等した際には、市町村に申請書を提出し、その再交付を受けること。なお、認定証を破り、又は汚した場合の再交付の申請に当たっては、申請書に認定証を添付すること。また、認定証の再交付を受けた後、失った認定証を発見したときは、発見した認定証を市町村に返還すること（第６項から第８項まで関係）。
 - ⑦ 被災介護保険被保険者は、特定介護サービスを受けようとするときは、提示する被保険者証に認定証を添えること（第９項関係）。
- （２）特定介護予防サービス事業者における食費及び滞在費に関する補助並びに特定介護老人福祉施設における食費及び居住費に関する補助に関する申請等
第三の一の３の①及び第三の一の４の①による支給に関し、（１）を準用すること。

市町村におかれては、認定証の交付が見込まれる被災介護保険被保険者に対する申請書の提出を促進するとともに、上記三の２（１）②の規定を踏まえ、申請者の負担が軽減されるよう、柔軟な対応を講じる等の特段の配慮をお願いする。

第四 施行期日

いずれも公布の日から施行する。

ただし、第三の一の２から４まで及び第三の二については平成２３年３月１１日から適用する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年五月二日

内閣総理大臣 菅 直人

法律第四十号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律

(抄)

目次

第一章 総則 (第一条・第二条)	
第二章 特別の災害復旧事業についての補助 (第三条)	
第三章 内閣府関係 (第四条・第五条)	
第四章 総務省関係 (第六条・第二十四条)	
第五章 財務省関係 (第二十五条・第三十七条)	
第六章 文部科学省関係 (第三十八条・第四十三条)	
第七章 厚生労働省関係 (第四十四条・第四十五条)	
第八章 農林水産省関係 (第四十六条・第二百七条)	
第九章 経済産業省関係 (第二百二十八条・第二百三十四条)	
第十章 国土交通省関係 (第二百三十五条・第二百三十八条)	
第十一章 環境省関係 (第二百三十九条・第二百四十条)	
第十二章 防衛省関係 (第二百四十一条・第二百四十二条)	
第十三章 雑則 (第二百四十三条)	
附則	

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、東日本大震災に対処するため、地方公共団体等に対する特別の財政援助及び社会保険の加入者等についての負担の軽減、農林漁業者、中小企業者等に対する金融上の支援等の特別の助成に関する措置について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「東日本大震災」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。

2 この法律において「特定被災地方公共団体」とは、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県並びに東日本大震災による被害を受けた市町村で政令で定めるものをいう。

3 この法律において「特定被災区域」とは、東日本大震災に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された市町村のうち政令で定めるもの及びこれに準ずる市町村として政令で定めるものの区域をいう。

第二章 特別の災害復旧事業についての補助

第三条 国は、特定被災地方公共団体又は特定被災地方公共団体が加入する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合に対し、東日本大震災による被害を受けた次に掲げる施設の災害復旧事業について、その事業費の一部を、予算の範囲内において、補助する。

8 第一項の規定により標準給与が改定された私学共済加入者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより準用国共済法第七十一条に規定する災害見舞金（平成二十四年二月二十九日まで）の間に給付事由が生じたものに限る。）の支給を受ける者について同条の規定を適用する場合においては、同条中「標準給与」とあるのは「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第三十八条第一項の規定による改定前の標準給与（同条第二項の規定による改定が行われた場合には、同条第一項の規定による改定前の標準給与と同条第二項の規定による改定後の標準給与のいずれか高い標準給与）」とする。

第三十九条 第二十六条第一項の規定は、事業団が準用国共済法第四十一条第一項の規定により行つた準用国共済法第七十六条の規定による退職共済年金を受ける権利に係る決定について準用する。

（国共済法の入院時食費療養費の額の特例等に関する規定の準用）

第四十条 第二十七条から第三十条までの規定は事業団が準用国共済法第五十五条の三第一項、第五十五条の四第一項、第五十五条の五第一項並びに第五十六条第一項及び第二項の規定により被災私学共済加入者（私学共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（準用国共済法第五十九条療養費の給付について準用国共済法第五十五条の二第一項第二号の措置が採られるべきものをいう。以下この条において同じ。）が受けた療養について当該被災私学共済加入者に対して支給する入院時食費療養費の額、入院時生活療養費の額、保険外併用療養費の額及び療養費の額について、第三十一条の規定は事業団が準用国共済法第五十七条第一項の規定並びに同条第七項において準用する国共済法第五十六条第一項及び第二項の規定により被災私学共済被扶養者（私学共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（準用国共済法第五十九条療養費の給付について準用国共済法第五十五条の二第一項第二号の措置が採られるべきものをいう。以下この条において同じ。）が受けた療養について当該被災私学共済被扶養者に係る私学共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（準用国共済法第五十九条療養費の給付について準用国共済法第五十七条第一項の規定の適用を受ける者及び同条第二項の規定の適用を受ける被災私学共済被扶養者を含む。）に対して支給する家族療養費の額について準用する。

（国共済法の死亡に係る給付の支給に関する規定の特例に関する規定の準用）

第四十一条 第三十二条の規定は、私学共済法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用について準用する。

（私学共済法の掛金の免除の特例）

第四十二条 事業団は、次の各号のいずれにも該当する学校法人等から申請があつた場合において、必要があると認めるときは、私学共済法第二十八条第一項の規定にかかわらず、当該学校法人等が第二号に該当するに至つた月から当該学校法人等が同号に該当しなくなるに至つた月の前月（その月が平成二十四年三月以後であるときは、同年二月）までの各月に納付すべき掛金（第一号に規定する学校等に勤務する私学共済加入者が負担すべき掛金及び当該私学共済加入者を使用する学校法人等が負担すべき当該私学共済加入者に係る掛金に限る。）を免除することができる。

一 平成二十三年三月十一日において特定被災区域に所在する学校等を設置していたこと。
二 東日本大震災による被害を受けたことにより、前号に規定する学校等に勤務する私学共済加入者に対する給与の支払に著しい支障が生じていること。

2 前項の規定により掛金を免除された学校法人等は、平成二十四年二月までの間において、当該学校法人等が同項第二号に該当しなくなるに至つたときは、その旨を事業団に届け出なければならぬ。

（適用）

第四十三条 第三十八条及び前条の規定は平成二十三年三月一日から、第四十条の規定は同月十一日から適用する。

第七章 厚生労働省関係

（保健所の災害復旧に関する補助）

第四十四条 国は、特定被災地方公共団体である県、指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。第四十八条及び第八十五条において同じ。）又は中核市（同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。第四十八条において同じ。）に対し、東日本大震災により著しい被害を受けたその設置する保健所の災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その三分の二を補助する。

（火葬場の災害復旧に関する補助）

第四十五条 国は、特定被災地方公共団体である市町村又は当該市町村が加入する一部事務組合（地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合をいう。）に対し、東日本大震災により著しい被害を受けたその設置する火葬場（墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第二条第七項に規定する火葬場をいう。）の災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その三分の二を補助する。

（医療機関の災害復旧に関する補助）

第四十六条 国は、次項各号に掲げる医療機関の開設者に対し、東日本大震災により著しい被害を受けたその開設する医療機関の災害復旧に要する費用（同項第二号に掲げる医療機関にあつては、政令で定める施設の災害復旧に要する費用）について、他の法令の規定にかかわらず、予算の範囲内において、その一部を補助する。

2 前項の規定により国が行う補助の割合は、次の各号に掲げる医療機関の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とする。

一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関 三分の二

二 その他政令で定める医療機関 二分の一

（と畜場の災害復旧に関する補助）

第四十七条 国は、特定被災地方公共団体である市町村に対し、東日本大震災により著しい被害を受けたその設置すると畜場（と畜場法（昭和二十八年法律第四十四号）第三条第二項に規定すると畜場をいう。）の災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その三分の二を補助する。

（社会福祉施設等の災害復旧に関する補助）

第四十八条 国は、都道府県が、次に掲げる施設又は事業所であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものを設置した特定被災地方公共団体である市町村（指定都市及び中核市を除く。）の当該施設又は事業所の災害復旧に要する費用につき六分の五を下らない率により補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する費用（当該都道府県が六分の五を超える率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する費用を除いた費用）の五分の四を補助する。

一 老人福祉法（昭和三十三年法律第三十三号）第五条の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う事業所、同法第十五条第二項の規定により設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センター、同条第五項の規定により設置された軽費老人ホーム並びに介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の四十五第二項の規定により設置された地域包括支援センター

二 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第七十九条第二項の規定により市町村が設置した障害福祉サービス（同法第五十五条第五項に規定する療養介護、同条第七項に規定する児童デイサービス、同条第八項に規定する短期入所、同条第十項に規定する共同生活介護又は同条第十六項に規定する共同生活援助に限る。）の事業の用に供する施設

三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号の授産施設

2 国は、都道府県が、介護保険法第八條第二十五項に規定する介護老人保健施設（以下この条において「介護老人保健施設」という。）であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものを設置した特定被災地方公共団体である市町村（指定都市及び中核市を除く。）の当該介護老人保健施設の災害復旧に要する費用につき補助する場合に、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する費用（当該都道府県が二分の一を超え率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する費用を除いた費用）を補助する。

3 国は、都道府県又は指定都市若しくは中核市が、その区域（都道府県にあつては、当該都道府県の区域内にある指定都市の区域及び中核市の区域を除く。）内に設置されている次に掲げる施設又は事業所であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものを設置した都道府県及び市町村以外の者の当該施設又は事業所の災害復旧に要する費用につき六分の五を下らない率により補助する場合に、政令で定めるところにより、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する費用（当該都道府県又は指定都市若しくは中核市が六分の五を超え率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する費用を除いた費用）の五分の四を補助する。

一 老人福祉法第五條の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う事業所、同法第十五條第二項の規定により設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センター、同条第五項の規定により設置された軽費老人ホーム並びに介護保険法第十五條の四十五第三項の規定により設置された地域包括支援センター

二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十八條第三項の規定により設置された身体障害者社会参加支援施設

三 障害者自立支援法第七十九條第二項又は第八十三條第四項の規定により都道府県及び市町村以外の者が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者福祉サービス（同法第五條第五項に規定する療養介護、同条第六項に規定する生活介護、同条第七項に規定する児童デイサービス、同条第八項に規定する短期入所、同条第十項に規定する共同生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援、同条第十五項に規定する就労継続支援又は同条第十六項に規定する共同生活援助に限る。）の事業の用に供する施設

四 社会福祉法第二條第二項第七号の授産施設

4 国は、都道府県又は指定都市若しくは中核市が、その区域（都道府県にあつては、当該都道府県の区域内にある指定都市の区域及び中核市の区域を除く。）内に設置されている介護老人保健施設であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものを設置した都道府県及び市町村以外の者の当該介護老人保健施設の災害復旧に要する費用につき補助する場合に、政令で定めるところにより、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する費用（当該都道府県又は指定都市若しくは中核市が二分の一を超え率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する費用を除いた費用）を補助する。

5 国は、特定被災地方公共団体である県又は指定都市若しくは中核市に対し、その設置する次に掲げる施設又は事業所であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その三分の二を補助する。

一 老人福祉法第五條の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う事業所、同法第十五條の規定により設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、軽費老人ホーム及び老人介護支援センター並びに介護保険法第十五條の四十五第二項の規定により設置された地域包括支援センター

二 障害者自立支援法第七十九條第一項の規定により特定被災地方公共団体である県又は指定都市若しくは中核市が設置した障害福祉サービス（同法第五條第五項に規定する療養介護、同条第七項に規定する児童デイサービス、同条第八項に規定する短期入所、同条第十項に規定する共同生活介護又は同条第十六項に規定する共同生活援助に限る。）の事業の用に供する施設

三 社会福祉法第二條第二項第七号の授産施設

6 国は、特定被災地方公共団体である県又は指定都市若しくは中核市に対し、その設置する介護老人保健施設であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その二分の一を補助する。

（健康保険の標準報酬月額額の改定の特例）

第四十九條 健康保険者等（全国健康保険協会（第六十一條から第六十五條までにおいて「協会」という。）が管掌する健康保険にあっては厚生労働大臣、健康保険組合が管掌する健康保険にあっては当該健康保険組合をいう。次項及び第五十七條において同じ。）は、平成二十三年三月十一日において特定被災区域に所在している適用事業所（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三條第三項に規定する適用事業所をいう。以下この項及び第五十七條において同じ。）の事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、当該適用事業所に使用される健康保険の被保険者（同法第三條第二項に規定する日雇特別被保険者（次条、第五十四條から第五十六條まで及び第五十八條において「日雇特別被保険者」という。）、同法第三條第四項に規定する任意継続被保険者及び同法附則第三條第一項に規定する特例退職被保険者を除く。以下この条において同じ。）の同月から平成二十四年二月までのいずれかの月に受けた報酬（同法第三條第五項に規定する報酬をいう。以下この条及び第五十七條において同じ。）の額が、その者のその月の健康保険の標準報酬月額額の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく低下した場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく低下した月から、健康保険の標準報酬月額を改定することができる。

2 健康保険者等は、前項の規定により健康保険の標準報酬月額が改定された健康保険の被保険者の当該改定が行われた月の翌月から平成二十四年二月までのいずれかの月に受けた報酬の額が、その者のその月の健康保険の標準報酬月額額の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく上昇した場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく上昇した月から、健康保険の標準報酬月額を改定することができる。

3 健康保険法第四十三條第二項の規定は、前二項の規定により改定された健康保険の標準報酬月額について準用する。

4 第一項の規定により健康保険の標準報酬月額が改定された健康保険の被保険者又は被保険者であつた者（次項において「改定健康保険被保険者」という。）であつて、平成二十三年三月十一日において現に傷病手当金（健康保険法第九十九條第一項に規定する傷病手当金をいう。以下この項において同じ。）の支給を受けている者若しくは受けるべき者又は東日本大震災による被害を受けたことにより傷病手当金の支給を受ける者について同条の規定を適用する場合においては、平成二十四年二月二十九日まで分として支給されるものに限り、同条第一項中「標準報酬月額」とあるのは「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第四十九條第一項の規定による改定前の標準報酬月額（同条第二項の規定による改定が行われた場合には、同条第一項の規定による改定前の標準報酬月額と）同条第二項の規定による改定後の標準報酬月額」とをいう。第百二條において同じ」とあるのは「をいう」とする。

5 改定健康保険被保険者であつて、平成二十三年三月十一日において現に健康保険法第二百二條に規定する出産手当金の支給を受けている者又は受けるべき者について同条の規定を適用する場合においては、同条中「標準報酬月額」とあるのは「標準報酬月額（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第四十九條第一項の規定による改定前の標準報酬月額（同条第二項の規定による改定が行われた場合には、同条第一項の規定による改定前の標準報酬月額と）同条第二項の規定による改定後の標準報酬月額）のいずれか高い標準報酬月額の三分の一に相当する額（その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。）をいう。」とする。

平成二十四年二月二十九日までの間に於いて特定被災区域における災害救助法第二条に規定する救助の実施状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間（第八十七条において「国庫負担特別適用期間」という。）に児童福祉法第二十四条の五の規定が適用される場合であつて、同条の規定により読み替えられた同法第二十四条の二第二項の当該都道府県等が定めた割合が百分の百であるときに限る。）においては、同法第五十三条の規定により当該施設給付決定保護者に係る障害児施設給付費の支給に要する費用に對して国が負担する額は、同法第二十四条の五の規定の適用がないとしたならば国が負担することとなる額に相当する額とする。

2 前項の場合において、国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、児童福祉法第二十四条の五の規定が適用された施設給付決定保護者に係る障害児施設給付費の支給に要する費用の額から同条の規定の適用がないとしたならば当該施設給付決定保護者に係る障害児施設給付費の支給に要する費用の額となる額を控除した額を補助する。

（指定知的障害児施設等における食費及び居住費に関する補助）

第八十六条 都道府県等は、特例対象期間に当該都道府県等の被災施設給付決定保護者（施設給付決定保護者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより障害児施設給付費の支給について児童福祉法第二十四条の五の規定が適用されたもの（同条の規定により読み替えられた同法第二十四条の二第二項の当該都道府県等が定めた割合が百分の百であるものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）に係る障害児が、同法第二十四条の二第二項に規定する指定知的障害児施設等から同条第一項に規定する指定施設支援を受けたときは、当該被災施設給付決定保護者に對し、当該指定施設支援を行う指定知的障害児施設等における食事の提供に要した費用及び居住に要した費用について、指定知的障害児施設等における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額から当該被災施設給付決定保護者に對し支給する同法第二十四条の七第一項に規定する特定入所障害児食費等給付費の額（当該特定入所障害児食費等給付費が支給されない場合には、零とする。）を控除した額を支給する。

2 国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、前項の規定による支給に要する費用の額に相当する額を補助する。

3 児童福祉法第二十四条の三第八項から第十項まで、第二十四条の八、第五十七条の二第一項及び第五十七条の五の規定は、第一項の規定による支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

（介護給付費等の支給に要する費用に係る国の負担等の特例）

第八十七条 東日本大震災による被害を受けた支給決定障害者等（障害者自立支援法第五十七条第九項に規定する支給決定障害者等をいう。以下この条及び次条において同じ。）が受ける同法第九十一条の規定が適用される場合（特定被災地方公共団体（市町村に限る。）その他東日本大震災による被害の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める市町村（特別区を含む。）において、国庫負担特別適用期間に同条の規定が適用される場合であつて、同条の規定により読み替えられた同法第二十九条第三項の当該市町村が定めた割合が百分の百であるときに限る。）においては、同法第九十四条第一項及び第九十五条第一項の規定により当該支給決定障害者等に係る介護給付費等の支給に要する費用に對して国及び都道府県が負担する額は、同法第三十一条の規定の適用がないとしたならば国及び都道府県が負担することとなる額に相当する額とする。

2 前項の場合において、国は、市町村に対し、予算の範囲内において、障害者自立支援法第三十一条の規定が適用された支給決定障害者等に係る介護給付費等の額から同条の規定の適用がないとしたならば当該支給決定障害者等に係る介護給付費等の額となる額を控除した額を補助する。

（指定障害者支援施設等における食費及び居住費に関する補助）

第八十八条 市町村は、特例対象期間に当該市町村の被災支給決定障害者等（支給決定障害者等であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより介護給付費等の支給について障害者自立支援法第三十一条の規定が適用されたもの（同条の規定により読み替えられた同法第二十九条第三項の当該

市町村が定めた割合が百分の百であるものに限る。）のうち、同法第三十四条第一項に規定する特定入所サービスに係る支給決定を受けたものに限る。以下この項において同じ。）が、同法第五十条第一項に規定する施設入所支援を受けたときは、当該被災支給決定障害者等に対し、当該施設入所支援を行う同法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等における食事の提供に要した費用及び居住に要した費用について、当該指定障害者支援施設等における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額から当該被災支給決定障害者等に対し支給する同項に規定する特定障害者特別給付費の額（当該特定障害者特別給付費が支給されない場合には、零とする。）及び同法第三十五条第一項に規定する特例特定障害者特別給付費の額（当該特例特定障害者特別給付費が支給されない場合には、零とする。）を控除した額を支給する。

2 国は、市町村に対し、予算の範囲内において、前項の規定による支給に要する費用の額に相当する額を補助する。

3 障害者自立支援法第八十八条第一項、第十三条、第十四条並びに第二十九条第五項から第七項まで及び第九項の規定は、第一項の規定による支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

（介護給付及び予防給付に要する費用に係る国の負担等の特例）

第八十九条 東日本大震災による被害を受けた介護保険の被保険者が受ける介護給付（介護保険法第十八条第一号に規定する介護給付をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は予防給付（同法第十八条第二号に規定する予防給付をいう。以下この条及び次条において同じ。）について同法第五十条又は第六十条の規定が適用される場合（特定被災地方公共団体（市町村に限る。）その他東日本大震災による被害の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める市町村（特別区を含む。）において、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間に於いて特定被災区域における災害救助法第二条に規定する救助の実施状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間に介護保険法第五十条又は第六十条の規定が適用される場合であつて、これらの規定により読み替えられた同法第五十条各号に定める規定又は同法第六十条各号に定める規定により当該市町村が定めた割合が百分の百であるときに限る。）においては、同法第二百一十一条第一項、第二百一十二条第二項、第二百一十三条第一項、第二百一十四条第一項及び第二百一十五条第一項に規定する介護給付及び予防給付に要する費用の額のうち当該介護保険の被保険者に係る介護給付及び予防給付に要する費用の額は、同法第五十条又は第六十条の規定の適用がないとしたならば介護給付及び予防給付に要することとなる費用の額（次項において「免除前給付費額」という。）に相当する額とする。

2 前項の場合において、国は、市町村に対し、予算の範囲内において、当該介護保険の被保険者に係る介護給付及び予防給付に要する費用の額から免除前給付費額を控除した額を補助する。

（介護保険施設等における食費及び居住費等に関する補助）

第九十条 市町村は、特例対象期間に当該市町村の被災介護保険被保険者（介護保険の被保険者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより介護給付又は予防給付について介護保険法第五十条又は第六十条の規定が適用されたもの（これらの規定により読み替えられた同法第五十条各号に定める規定又は同法第六十条各号に定める規定により当該市町村が定めた割合が百分の百であるものに限る。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）が、同法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスを受けたときは、当該被災介護保険被保険者に対し、当該特定介護サービスを行う同法第八十二条第二項に規定する介護保険施設、同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者又は同法第四十二条の二第二項に規定する指定地域密着型サービス事業者における食事の提供に要した費用及び居住又は滞在に要した費用について、同法第五十一条の三第二項第一号に規定する食費の基準費用額及び同項第二号に規定する居住費の基準費用額の合計額から当該被災介護保険被保険者に対し同条第一項の規定により支給する特定入所介護サービス費の額（当該特定入所介護サービス費が支給されない場合には、零とする。）又は同法第五十一条の四第一項の規定により支給する特例特定入所介護サービス費の額（当該特例特定入所介護サービス費が支給されない場合には、零とする。）を控除した額を支給する。

2 国は、市町村に対し、予算の範囲内において、前項の規定による支給に要する費用の額に相当する額を補助する。

3 介護保険法第二十二條第一項、第二十五條、第二十六條並びに第五十一條の三第四項、第五項、第七項及び第九項の規定は、第一項の規定による支給について準用する。この場合において、必要な技術的調整等は、政令で定める。

(特定介護予防サービス事業者における食費及び滞在費に関する補助)

第九十一條 市町村は、特例対象期間に当該市町村の被災介護保険被保険者が、介護保険法第六十一條の第三項に規定する特定介護予防サービスを受けたときは、当該被災介護保険被保険者に対し、当該特定介護予防サービスを行う同法第五十三條第一項に規定する指定介護予防サービス事業者における食費の提供に要した費用及び滞在に要した費用について、同法第六十一條の三第二項第一号に規定する食費の基準費用額及び同項第二号に規定する滞在費の基準費用額の合計額から当該被災介護保険被保険者に対し同条第一項の規定により支給する特定介護予防サービスの費の額(当該特定介護予防サービス費が支給されない場合は、零とする。)又は同法第六十一條の四第一項の規定により支給する特例特定介護予防サービスの費の額(当該特例特定介護予防サービスの費が支給されない場合は、零とする。)を控除した額を支給する。

2 国は、市町村に対し、予算の範囲内において、前項の規定による支給に要する費用の額に相当する額を補助する。

3 介護保険法第二十二條第一項、第二十五條、第二十六條並びに第六十一條の三第四項、第五項、第七項及び第九項の規定は、第一項の規定による支給について準用する。この場合において、必要な技術的調整等は、政令で定める。

(特定介護老人福祉施設における食費及び居住費に関する補助)

第九十二條 市町村は、特例対象期間に当該市町村の介護保険法施行法平成九年法律第百二十四號(第九十二條 第三項に規定する要介護旧措置入所者が、同項に規定する特定介護老人福祉施設において介護保険法第八條第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は同法第四十八條第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスを受けた場合であつて、東日本大震災による被害を受けたことによりこれらのサービスに必要な費用を負担することが困難であると認めたとときは、当該要介護旧措置入所者に対し、当該特定介護老人福祉施設における食費の提供に要した費用及び居住に要した費用について、介護保険法施行法第三十五條第一号に規定する食費の特定基準費用額及び同項第二号に規定する居住費の特定基準費用額の合計額から当該要介護旧措置入所者に対し介護保険法第五十一條の三第一項の規定により支給する特定介護予防サービスの費の額(当該特定介護予防サービス費が支給されない場合は、零とする。)を控除した額を支給する。

2 国は、市町村に対し、予算の範囲内において、前項の規定による支給に要する費用の額に相当する額を補助する。

3 介護保険法第二十二條第一項、第二十五條、第二十六條並びに第五十一條の三第四項、第五項、第七項及び第九項の規定は、第一項の規定による支給について準用する。この場合において、必要な技術的調整等は、政令で定める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の死亡に係る援護に関する規定の適用の特例)

第九十三條 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分らない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合には、戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七號)の死亡に係る援護に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(厚生年金保険の標準報酬月額額の改定の特例)

第九十四條 厚生労働大臣は、平成二十三年三月十一日において特定被災区域に所在した厚生年金保険の適用事業所(同日において特定被災区域に住所又は主たる事務所若しくは仮住所を有していた厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五號)第六條第一項第三号に規定する船舶所有者(次条第一項第一号において単に「船舶所有者」という。)に係る同法第六條第一項第三号に規定する船舶を含む。)の事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、当該適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の同月から平成二十四年二月までのいずれかの月に受けた報酬(同法第三條第

一項第三号に規定する報酬をいう。以下この条及び次条において同じ。)の額が、その者のその月の厚生年金保険の標準報酬月額額の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく低下した場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく低下した月から、厚生年金保険の標準報酬月額を改定することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により厚生年金保険の標準報酬月額が改定された厚生年金保険の被保険者の当該改定が行われた月の翌月から平成二十四年二月までのいずれかの月に受けた報酬の額が、その者のその月の厚生年金保険の標準報酬月額額の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく上昇した場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく上昇した月から、厚生年金保険の標準報酬月額を改定することができる。

3 厚生年金保険法第二十三條第二項の規定は、前二項の規定により改定された厚生年金保険の標準報酬月額について準用する。

4 前三項の規定は、厚生年金保険法第四十六條第一項の標準報酬月額に相当する額を算定する場合に準用する。この場合において、第一項中「厚生年金保険の被保険者」とあるのは「同法第二十七條に規定する七十歳以上の使用される者(次項において「七十歳以上の使用される者」という。)」と、第二項中「厚生年金保険の被保険者」とあるのは「七十歳以上の使用される者」と読み替えるものとする。

(厚生年金保険の保険料の免除の特例)

第九十五條 厚生労働大臣は、次の各号のいずれにも該当する厚生年金保険の適用事業所の事業主から申請があつた場合において、必要があると認めるときは、厚生年金保険法第八十二條第一項の規定にかかわらず、当該適用事業所が第二号に該当するに至つた月から当該適用事業所が同号に該当しなくなるに至つた月の前月(その月が平成二十四年三月以後であるときは、同年二月)までの期間に納付すべき厚生年金保険の保険料(同項の規定により厚生年金保険の被保険者及び当該被保険者を使用する事業主が負担すべき保険料をいう。)の額を免除することができる。

一 平成二十三年三月十一日において特定被災区域に所在していたこと(当該適用事業所が船舶であるときは、船舶所有者が同日において特定被災区域に住所又は主たる事務所若しくは仮住所を有していたこと)。

二 当該適用事業所の事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、当該適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者に対する報酬の支払に著しい支障が生じていること。

2 前項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された厚生年金保険の適用事業所の事業主は、平成二十四年二月までの間において、当該適用事業所が同項第一号に該当しなくなるに至つたときは、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 第一項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された厚生年金保険の被保険者が厚生年金基金(以下この項において「基金」という。)の加入員である場合においては、掛金(厚生年金保険法第百三十八條第一項に規定する掛金をいう。以下この項において同じ。)又は徴収金(同法第百四十條第一項の規定による徴収金をいう。以下この項において同じ。)の額の免除及び当該掛金又は徴収金の額を免除した基金の加入員の費用の負担に關し必要な事項については、同法の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

(老齢厚生年金の裁定の特例)

第九十六條 厚生労働大臣は、平成二十三年三月一日から第一号に規定する厚生労働大臣が定める区域における災害の復旧の状況を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間に六十五歳に達する者であつて次の各号のいずれにも該当するものに係る厚生年金保険法第四十二條の規定による老齢厚生年金を受ける権利については、その権利を有する者の同法第三十三條の請求がない場合であつても、必要があると認めるときは、同条の裁定を行うことができる。

一 特定被災区域のうち交通、郵便その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める区域に住所を有すること。

二 平成二十三年三月十一日前に厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金その他の政令で定める給付を受ける権利に係る裁定を受けたこと。

(厚生年金保険法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例)

第九十七條 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者の生計が三月間分らない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合には、厚生年金保険法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(老齢基礎年金の裁定の特例)

第九十八條 厚生労働大臣は、平成二十三年三月一日から第九十六條に規定する厚生労働大臣が定める日までの間に六十五歳に達する者であつて次の各号のいずれにも該当するものに係る国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第二十六條の規定による老齢基礎年金を受ける権利については、その権利を有する者の同法第十六條の請求がない場合であっても、必要があると認めるときは、同条の裁定を行うことができる。

一 第九十六條第一号に規定する厚生労働大臣が定める区域に住所を有すること。

二 平成二十三年三月十一日前に厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金その他の法令で定める給付を受ける権利に係る裁定を受けたこと。

(国民年金法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例)

第九十九條 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者の生計が三月間分らない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合には、国民年金法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(確定給付企業年金法の遺族給付金の支給に関する規定の適用の特例)

第一百條 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者の生計が三月間分らない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合には、確定給付企業年金法(平成二十三年法律第五十号)の遺族給付金の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(確定拠出年金法の死亡一時金の支給に関する規定の適用の特例)

第一百一條 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者の生計が三月間分らない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合には、確定拠出年金法(平成二十三年法律第八十八号)の死亡一時金の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の拠出金の免除の特例)

第一百二條 平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)

第二十條 第一項の規定により適用される児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十條第一項に規定する一般事業主のうち次の各号に掲げる者については、同条第二項の規定にかかわらず、当該各号に定める期間に納付すべき同条第一項に規定する拠出金の額(第二号に掲げる者にあつては、第四十二條第一項第一号に規定する学校等に勤務する私学共済加入者の標準給与及び標準賞与に係る拠出金の額とする。)を免除するものとする。

一 第九十五條第一項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された厚生年金保険の適用事業所の事業主 同項第二号に該当するに至つた月から同号に該当しなくなるに至つた月の前月(その月が平成二十三年十一月以後であるときは、同年十月)まで

二 第四十二條第一項の規定により掛金を免除された学校法人等 同項第一号に該当するに至つた月から同号に該当しなくなるに至つた月の前月(その月が平成二十三年十一月以後であるときは、同年十月)まで

(災害弔慰金の支給等に関する法律の特例)

第三條 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)第十條第一項の災害援護資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条第三項及び第四項並びに同法第十三條第一項の規定の適用については、同法第十條第三項中「十年」とあるのは「十三年」と、同条第四項中「年三パーセント」とあるのは「年一・五パーセント(政令で定めるところにより保証人を立てた場合にあつては、年零・五パーセント)」と、同法第十三條第一項中「受けたため」とあるのは「受けたことその他政令で定める事由により」とする。

二 前項の資金に係る都道府県が行う災害弔慰金の支給等に関する法律第十一條第一項の貸付け及び国が行う同法第十二條第一項の貸付けについての同法第十一條第二項及び第十二條第二項の規定の適用については、同法第十一條第二項中「十一年」とあるのは「十四年」と、同法第十二條第二項中「十二年」とあるのは「十五年」と、「十一年」とあるのは「十四年」とする。

(日本年金機構等への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第一百四條 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。

一 第四十九條第一項及び第二項の規定による標準報酬月額額の改定

二 第五十七條第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による申請の受理及び処分並びに同条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理

三 第五十九條第一項及び第二項の規定による標準報酬月額額の改定

四 第六十六條第一項の規定による申請の受理及び処分並びに同条第二項の規定による届出の受理

五 第九十四條第一項及び第二項(これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による標準報酬月額額の改定

六 第九十五條第一項の規定による申請の受理及び処分並びに同条第二項の規定による届出の受理

前項の場合においては、日本年金機構法(平成十九年法律第九号)第二十七條第二項第四号「ホ」厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(二十二年法律第三十七号)第十三條第一項に規定する権限に係る事務、同法第十七條第一項に規定する事務及び同法第十八條第一項に規定する事務

「ホ」厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(二十二年法律第三十七号)第十三條第一項に規定する権限に係る事務

「ハ」厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る事務、同法第十七條第一項に規定する事務及び同法第十八條第一項に規定する事務

「ニ」厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る事務、同法第十七條第一項に規定する事務及び同法第十八條第一項に規定する事務

「ロ」厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る事務、同法第十七條第一項に規定する事務及び同法第十八條第一項に規定する事務

「ハ」厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る事務、同法第十七條第一項に規定する事務及び同法第十八條第一項に規定する事務

「ニ」厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る事務、同法第十七條第一項に規定する事務及び同法第十八條第一項に規定する事務

「ロ」厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る事務、同法第十七條第一項に規定する事務及び同法第十八條第一項に規定する事務

「ハ」厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る事務、同法第十七條第一項に規定する事務及び同法第十八條第一項に規定する事務

「ニ」厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る事務、同法第十七條第一項に規定する事務及び同法第十八條第一項に規定する事務

「ロ」厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る事務、同法第十七條第一項に規定する事務及び同法第十八條第一項に規定する事務

「ハ」厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る事務、同法第十七條第一項に規定する事務及び同法第十八條第一項に規定する事務

「ニ」厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る事務、同法第十七條第一項に規定する事務及び同法第十八條第一項に規定する事務

「ロ」厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る事務、同法第十七條第一項に規定する事務及び同法第十八條第一項に規定する事務

「ハ」厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る事務、同法第十七條第一項に規定する事務及び同法第十八條第一項に規定する事務

「ニ」厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る事務、同法第十七條第一項に規定する事務及び同法第十八條第一項に規定する事務

「ロ」厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る事務、同法第十七條第一項に規定する事務及び同法第十八條第一項に規定する事務

「ハ」厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る事務、同法第十七條第一項に規定する事務及び同法第十八條第一項に規定する事務

「ニ」厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る事務、同法第十七條第一項に規定する事務及び同法第十八條第一項に規定する事務

「ロ」厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る事務、同法第十七條第一項に規定する事務及び同法第十八條第一項に規定する事務

「ハ」厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る事務、同法第十七條第一項に規定する事務及び同法第十八條第一項に規定する事務

第十一章 環境省関係

(災害廃棄物の処理に関する補助)

第百二十九条 国は、特定被災地方公共団体である市町村に対し、東日本大震災により特に必要となつた廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項に規定する廃棄物をいう。第一号において同じ。）の処理を行うために要する費用について、同法第二十二條の規定にかかわらず、予算の範囲内において、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める額を補助する。

一 東日本大震災により特に必要となつた廃棄物の処理を行うために要する費用の総額（以下この条において「処理費総額」という。）が、平成二十三年度における当該市町村の標準税収入（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第二条第四項に規定する標準税収入をいう。次号において同じ。）の百分の十に相当する額以下の場合、処理費総額の百分の五十に相当する額

二 処理費総額が平成二十三年度における当該市町村の標準税収入の百分の十に相当する額を超える場合、イからハまでに掲げる額の合計額

イ 処理費総額のうち平成二十三年度における当該市町村の標準税収入の百分の十の部分の額の百分の五十に相当する額

ロ 処理費総額のうち平成二十三年度における当該市町村の標準税収入の百分の十を超え、百分の二十以下の部分の額の百分の八十に相当する額

ハ 処理費総額のうち平成二十三年度における当該市町村の標準税収入の百分の二十を超える部分の額の百分の九十に相当する額

（公害健康被害の補償等に関する法律の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例）

第百四十条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分らない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

第十二章 防衛省関係

（防衛省の職員の給与等に関する法律の適用の特例）

第百四十一条 第十四条の規定により国家公務員退職手当法の規定の適用について平成二十三年三月十一日に死亡したものと推定された防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第一条に規定する職員に対する同法の給与に係る規定の適用については、同日に、当該職員は、死亡したものと推定する。

（自衛官に対する入院時食事療養費等の額についての特例）

第百四十二条 防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二條第一項の規定の適用を受ける者であつて、東日本大震災による被害を受けた者として防衛省令で定めるものに係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び療養費の額の特例については、国家公務員共済組合法による組合員に対する特例に関する第二十七條から第三十條までの規定の例により、防衛省令で定める。

二 前項の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

第十三章 雑則

（原子力発電所事故による災害への対処）

第百四十三条 国は、東日本大震災による被害の迅速な回復のため必要があるときは、地方公共団体等が講ずる措置であつて、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第三条第一項の規定により原子力事業者（同法第二条第三項に規定する原子力事業者をいう。次項において同じ。）が賠償する責めに任ずべき損害に係るものについても、この法律の規定に基づき補助金の交付その他の財政援助を行うことができる。

二 前項の規定は、国が当該原子力事業者に対して、同項の財政援助に係る額に相当する額の限度において求償することを妨げるものではない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条 この法律の公布の日又は介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の公布の日のいずれか遅い日

二 附則第十五条 この法律の公布の日又は総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）の公布の日のいずれか遅い日

(経過措置)

第二条 障害者自立支援法附則第二十二條第一項に規定する特定旧法受給者（同法第五條第十七項第二号に規定する支給決定障害者等であるものを除く。）は、この法律の施行の日から障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に限り、第八十七條及び第八十八條第一項の規定の適用については、同法第五條第十七項第二号に規定する支給決定障害者等とみなす。

（小規模企業共済法の一部改正）

第三条 小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二二號）の一部を次のように改正する。

第三十六條の二及び第三十六條の三第一項中「第十五條第二項第七号」を「第十五條第二項第八号」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第四条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三號）の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「並びに第十二号から第十四号まで」を、「第十二号、第十四号並びに第十五号」に改め、「範囲」に掲げる業務の下に「同項第七号に掲げる業務を除く。」を、「同条第一項第五号ロ」の下に「及びハ」を加える。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第五条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中第十六号を第十七号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百三十條第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備等を行うこと。

第十五條第二項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 委託を受けて、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第百三十條第二項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備技術的援助等を行うこと。

第十五條第四項中「第二項第七号」を「第二項第八号」に改め、同条第五項中「及び第一項第十一号」を「並びに第一項第十一号及び第十三号」に改める。

第十七條第一項第八号中「第十五條第二項第七号」を「第十五條第二項第八号」に改め、同条第二項中「第十五條第一項第十三号及び第十四号」を「第十五條第一項第十四号及び第十五号」に改め、同条第一項第十五号を「同条第一項第十六号」に改める。

第十八條第一項第一号中「及び第十二号」を「から第十三号まで」に、「同項第十五号」を「同項第十六号」に、「及び第六号」を「第六号及び第七号」に改め、同項第二号中「同項第十五号」を「同項第十六号」に改め、同項第三号中「第十五條第一項第十五号」を「第十五條第一項第十六号」に改め、同項第四号中「第十五條第一項第十三号」を「第十五條第一項第十四号」に、「同項第十五号」を「同項第十六号」に、「同条第二項第七号」を「同条第二項第八号」に改め、同項第五号中「第十五條第一項第十四号」を「第十五條第一項第十五号」に、「同項第十五号」を「同項第十六号」に改める。

第二十二條第一項中「第十四号」を「第十五号」に改める。

2 前項の場合において、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四十四条のうち障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律附則第七十三条を削る改正規定中「一を削る」とあるのは、「一」を削り、附則第七十四条を附則第七十三条とし、附則第七十五条を附則第七十四条とし、附則第七十六条を附則第七十五条とする」とする。

第十四条 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第四十九條の次に次の一條を加える。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正)
第四十九条の二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律

三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。
第四十八条第一項第二号中「第百十五條の四十二

改め、同条第二項中「第八條第二十五項」を「第八條第二十七項」に改め、同条第三項第一号中「第百十五條の四十五第三項」を「第百十五條の四十六第三項」に改め、同条第五項第一号中「第百十五條の四十五第二項」を「第百十五條の四十六第二項」に改める。

第十五条 総合特別区域法の一部を次のように改正する。

附則第六條を次のように改める。

（印紙税法の一部改正）

第六條 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中に「第十四号並に第十五号」を並べて第十四号から第十六号までに改める。

附則第九條を次のように改める。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）
 第九條 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中第十七号を第十八号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

第十四條特別区域法（平成二十三年法律第
三十一號）第二十條及び第五十八條の規定による

第十七條第一項中「第十五條第一項第十四号及び第十五号」を「第十五條第一項第十五号及び第十六号」に、「同条第一項第十六号」を「同条第一項第十七号」に改める。

[illegible]

を「第十五条第一項第十五号」に、「同項第十六号」を「同項第十四号」に改め、同項第五号中「第十五条第二項第十五号」を「第十五条第一項第十三号」とし、「同項第十号」

第二十条第一項中「第十五号」を「第十六号」に改める。

附則第十四条の表第十八条第一項第一号の項中「第十三号」を「第十四号」に改め、同表第二十二條第一項の項中「第十五号」を「第十六号」に改める。

（調整規定）
 十六 この法律の施行の日が総合特別区域法の施行の日以後である場合には、附則第四条のうち

印紙税法別表第三の改正規定中「から第十四号」とあるのは「から第十五号」と、「第十四号並びに第十五号」とあるのは「第十三号、第十五号並びに第十六号」とし、附則第五条のうち次の表の上欄に掲げる独立行政法人中小企業基盤整備機構法の改正規定中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十五条第一項の改正規定	第十六号を第十七号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号を	第十七号を第十八号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号を
第十五条第五項の改正規定	第十三号	第十四号
第十七条第二項の改正規定	第十五条第一項第十三号及び第十四号を「第十五条第一項第十四号及び第十五号」に、同条第一項第十五号を「同条第一項第十六号」を「から第十三号まで」及び第十三号を「第十三号」を「第十四号」	第十五条第一項第十四号及び第十五号を「第十五条第一項第十五号及び第十六号」に、同条第一項第十六号を「同条第一項第十七号」を「第十三号」を「第十四号」
第十八条第一項第一号の改正規定	及び第十三号を「から第十三号まで」	第十三号を「第十四号」
第十八条第二項第二号の改正規定	同項第十五号を「同項第十六号」	同項第十六号を「同項第十七号」
第十八条第一項第三号の改正規定	第十五条第一項第十五号を「第十五条第一項第十六号」	第十五条第一項第十六号を「第十五条第一項第十七号」
第十八条第一項第四号の改正規定	第十五条第一項第十三号を「第十五条第一項第十四号」	第十五条第一項第十四号を「第十五条第一項第十五号」
第十八条第一項第五号の改正規定	第十五条第一項第十四号を「第十五条第一項第十五号」	第十五条第一項第十五号を「第十五条第一項第十六号」
第二十二條第一項の改正規定	第十四号を「第十五号」	第十五号を「第十六号」
附則第十四条の表第十八条第一項第一号の項の改正規定	第十二号を「第十三号まで」	第十三号を「第十四号」
附則第十四条の表第二十二條第一項の項の改正規定	第十四号を「第十五号」	第十五号を「第十六号」

前項の場合において、前条の規定は、適用しない。

2 前項の場合において、前条の規定は、適用しない。

内閣総理大臣	菅 直人
財務大臣	片山 善博
総務大臣	野田 佳彦
文部科学大臣	高木 義明
厚生労働大臣	細川 律夫
農林水産大臣	海野 道彦
経済産業大臣	山田 万里
国土交通大臣	大島 章宏
環境大臣	松本 龍
防衛大臣	北澤 俊美

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年五月二日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第百三十一号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令 (抄)

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律 (平成二十三年法律第四十号) 第三条第一項第一号、第四十六号第一項及び第二項第二号、第四十八号第三項及び第四項、第八十六号第三項、第八十八号第三項、第九十号第三項、第九十一号第三項、第九十二号第三項、第九十五号第三項、第九十六号第二号、第九十八号第二号、第九十九号第一項並びに第百四条第三項並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(政令で定める水道事業に類する事業)

第一条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律 (以下「法」という。) 第三条第一項第一号の水道事業に類する事業として政令で定めるものは、一般の需要に応じて、給水人口が五十人以上百人以下である水道 (水道法 (昭和三十一年法律第七十七号) 第三条第一項に規定する水道をいう。) により水を供給する事業とする。

(政令で定める医療機関及びその施設)

第二条 法第四十六号第二項第二号の政令で定める医療機関は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同条第一項の政令で定める施設は、同表の上欄に掲げる医療機関ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

医 療 機 関	施 設
医療法 (昭和二十三年法律第二百五号) 第三十条の四第二項第五号イからホまでに掲げる医療を提供する医療機関その他の医療機関であつて厚生労働大臣の定めるもの (国、独立行政法人通則法 (平成十一年法律第三号) 第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法 (平成十五年法律第十二号) 第二条第一項に規定する国立大学法人及び医療法第七十二条第一項各号に掲げる者の開設する医療機関を除く)	当該医療機関の有する施設のうち、厚生労働大臣の定めるもの
営利を目的としない法人が設置する精神科病院	当該病院の有する施設のうち、精神障害の医療を行うために必要なもの

(都道府県及び市町村以外の者が設置した社会福祉施設等の災害復旧に要する費用に係る国の補助)

第三条 法第四十八号第三項の規定による国の補助は、都道府県又は地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第一項の指定都市 (以下この条において「指定都市」という。) 若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市 (以下この条において「中核市」という。) の区域 (都道府県にあつては、当該都道府県の区域内にある指定都市の区域及び中核市の区域を除く。次項において同じ。) 内にある老人福祉法 (昭和三十一年法律第三十三号) 第五条の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う事業所、同法第十五条第二項の規定により設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センター、同条第五項の規定により設置された軽費老人ホーム

並びに介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百五十五条の四十五第三項の規定により設置された地域包括支援センター（以下この項において「小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）身体障害者福祉法（昭和二十二年法律第百八十三号）第二十八条第三項の規定により設置された身体障害者社会参加支援施設（以下この項において「身体障害者社会参加支援施設」という。）障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第七十九条第二項又は第八十三条第四項の規定により都道府県及び市町村以外の者が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム若しくは障害福祉サービス（同法第五十五条第五項に規定する療養介護、同条第六項に規定する生活介護、同条第七項に規定する児童デイサービス、同条第八項に規定する短期入所、同条第十項に規定する共同生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援、同条第十五項に規定する就労継続支援又は同条第十六項に規定する共同生活援助に限る。）の事業の用に供する施設（以下この項において「障害者支援施設等」という。）又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号の授産施設（以下この項において「授産施設」という。）ごとに、それぞれ次に掲げる要件に該当する場合に行うものとする。

一 当該区域における小規模多機能型居宅介護事業所等、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設等又は授産施設の数に対する東日本大震災（法第二条第一項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた小規模多機能型居宅介護事業所等、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設等又は授産施設（その復旧に要する費用の額が六十万円未満のもの）を除く。次号において「被災小規模多機能型居宅介護事業所等、被災身体障害者社会参加支援施設、被災障害者支援施設等又は被災授産施設」という。の数の割合が十分の一以上であること。

二 当該区域における被災小規模多機能型居宅介護事業所等、被災身体障害者社会参加支援施設、被災障害者支援施設等又は被災授産施設の復旧に要する費用の一施設又は一事業所当たりの平均額が八十万円以上であること。

法第四十八条第四項の規定による国の補助は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の区域内にある介護保険法第八十二条第五項に規定する介護老人保健施設（以下この項において「介護老人保健施設」という。）が次に掲げる要件に該当する場合に行うものとする。

一 当該区域における介護老人保健施設の数に対する東日本大震災により著しい被害を受けた介護老人保健施設（その復旧に要する費用の額が六十万円未満のもの）を除く。次号において「被災介護老人保健施設」という。の数の割合が十分の一以上であること。

二 当該区域における被災介護老人保健施設の復旧に要する費用の一施設当たりの平均額が八十万円以上であること。

（船員保険の標準報酬月額額の改定の特別に係る葬祭料付加金等の特例）

第四条 法第五十九条第三項に規定する改定船保被保険者であつて東日本大震災による被害を受けたことにより平成二十四年二月二十九日までの間に発した疾病又は負傷により死亡したものに係る船員保険法施行令（昭和二十八年政令第百四十号）第二条第一項に規定する葬祭料付加金の支給を受ける者について同項の規定を適用する場合においては、同項第一号イ中「標準報酬月額」とあるのは「標準報酬月額」と東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第五十九条第一項の規定による改定前の標準報酬月額（平成二十三年法律第四十号）第五十九条第一項の規定による改定前の標準報酬月額）とあるのは「標準報酬月額」と東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第五十九条第一項の規定による改定前の標準報酬月額）とあるのは「標準報酬月額」とする。

法第五十九条第一項の規定により船員保険の標準報酬月額が改定された船員保険の被保険者の被扶養者であつて東日本大震災による被害を受けたことにより平成二十四年二月二十九日までの間に発した疾病又は負傷により死亡したものに係る船員保険法施行令（昭和二十八年政令第百四十号）第二条第二項に規定する家族葬祭料付加金の支給を受ける者について同項の規定を適用する場合においては、同項第一号イ中「標準報酬月額」とあるのは「標準報酬月額」と東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第五十九条第一項の規定による改定前の標準報酬月額）とあるのは「標準報酬月額」とする。

（雇用保険の延長給付の調整に関する特例）

第五条 法第八十二条第二項の規定による雇用保険の基本手当の支給を受ける受給資格者に係る雇用保険法施行令（昭和五十年政令第百二十五号）第九十九条の規定の適用については、同条第一項中「法第二十八条第一項」とあるのは「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）以下この条において「震災特別法」という。第八十二条第五項の規定により読み替えて適用する法第二十八条第一項」と、「当該各号に定める日数」とあるのは「当該各号に定める日数（震災特別法第八十二条第二項）とあるのは「震災特別法第八十二条第三項に規定する日数」と、同条第二項中「法第二十八条第二項」とあるのは「震災特別法第八十二条第五項の規定により読み替えて適用する法第二十八条第二項」と、「同条第一項」とあるのは「震災特別法第八十二条第五項の規定により読み替えて適用する法第二十八条第一項」とする。

第六条 法第八十六条第三項の規定により児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の三第八項から第十項まで、第二十四条の八及び第五十七条の二第一項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十四条の三第八項	施設給付決定保護者が指定知的障害児施設等	当該施設給付決定保護者	都道府県	当該施設給付決定保護者に要した費用（特定費用を除く。）	障害児施設給付費として	前項	当該施設給付決定保護者	都道府県	障害児施設給付費
被災施設給付決定保護者（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）以下この条において「震災特別法」という。第八十六条第一項に規定する被災施設給付決定保護者をいう。以下同じ。）が指定知的障害児施設等	被災施設給付決定保護者	被災施設給付決定保護者	都道府県、地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する児童福祉施設設置市	当該指定知的障害児施設等における食事の提供に要した費用及び居住に要した費用	震災特別法第八十六条第一項の規定により	震災特別法第八十六条第三項において準用する前項	当該被災施設給付決定保護者	都道府県、地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する児童福祉施設設置市	震災特別法第八十六条第三項において準用する第八項の規定による支払

第二十九條第六項	前項				第二十九條第五項	支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者等			
	支給決定障害者等	介護給付費又は訓練等給付費の	同条第一項の定め	同条第三項において準用する第二十四		指定障害福祉サービス等を	当該被災支給決定障害者等	当該指定障害福祉サービス事業者等	当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)
第二十四條の八	この款				第五十七條の二第二	都道府県			
	障害児施設給付費、高額障害児施設給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給	指定知的障害児施設等の障害児施設給付費又は特定入所障害児食費等給付費の請求	同条第三項において準用する第二十四條の三第八項から第十項まで	同条第三項において準用する第二十四條の三第八項から第十項まで		指定障害福祉サービス等を	当該被災支給決定障害者等	当該指定障害福祉サービス事業者等	当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)

第二十九條第七項	指定障害福祉サービス事業者等				第二十九條第九項	前項			
	介護給付費又は訓練等給付費	指定障害福祉サービス事業者等が指定障害福祉サービス事業者等	同条第一項の定め	同条第三項において準用する第二十四		指定障害福祉サービス等を	当該被災支給決定障害者等	当該指定障害福祉サービス事業者等	当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)
第五十一條の三第七	特定入所者				第五十一條の三第九	前項			
	特定入所者介護サービス費	指定障害福祉サービス事業者等が指定障害福祉サービス事業者等	同条第一項の定め	同条第三項において準用する第二十四		指定障害福祉サービス等を	当該被災支給決定障害者等	当該指定障害福祉サービス事業者等	当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)

項第五十一条の三第五	当該特定入所者 居住等	同項の規定により	「震災特別法」という。第九十二条第一項の規定に基づき、市町村が東日本大震災による被害を受けたことにより介護保険法施行法第十三条第三項に規定する特定介護老人福祉施設が行う特定介護サービスに必要な費用を負担することが困難であると認めたものが、
項第五十一条の三第七	特定入所者介護サービス費の 特定入所者 前項	震災特別法第九十二条第三項において準用する前項 当該要介護旧措置入所者に 同条第一項の規定による	震災特別法第九十二条第三項において準用する第四項の規定による支払 同条第一項
項第五十一条の三第九	前各項 特定入所者介護サービス費の請求 特定入所者介護サービス費の支給 特定入所者介護サービス費の請求	同条第三項において準用する第四項の規定による支払の請求 同条第一項の規定による支給 同条第三項において準用する第四項、第五項及び第七項	震災特別法第九十一条第一項並びに同条第三項において準用する第四項、第五項及び第七項

(厚生年金基金の標準給与の改定の方法の特例等)

第十一条 法第九十四条第一項又は第二項の規定により厚生年金保険の標準報酬月額を改定された厚生年金保険の被保険者が厚生年金基金（以下「基金」という。）の加入員である場合においては、当該標準報酬月額を改定された月に係る当該加入員の標準給与（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二百九条第一項に規定する標準給与をいう。）の改定の方法については、厚生年金基金令（昭和四十四年政令第百二十四号）第十八条の規定にかかわらず、法第九十四条の規定の例によることができる。

2 基金は、法第九十五条第一項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された厚生年金保険の適用事業所（当該基金の設立事業所（厚生年金保険法第百七条第三項に規定する設立事業所をいう。以下同じ。）であるものに限る。）の事業主から申出があつたときは、厚生年金保険法第百三十九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、法第九十五条第一項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された期間（次項において「保険料免除期間」という。）に納付すべき掛金（厚生年金保険法第百三十八条第一項に規定する掛金をいう。以下同じ。）のうち、次の各号に掲げる掛金の区分に応じ、当該各号に定める額を免除することができる。

一 当該厚生年金保険の適用事業所の事業主に使用される当該基金の加入員が厚生年金保険法第百三十九条第二項に規定する加入員以外の加入員である場合における当該加入員に係る掛金（次号に掲げるものを除く。）当該加入員に係る免除保険料額（当該加入員の同法に規定する標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ同法第八十一条の三第一項に規定する免除保険料率を乗じて得た額をいう。）

この政令は、法の施行の日から施行し、第四条及び第十一条の規定は平成二十三年三月一日から、
第六条から第十条まで及び第十四条の規定は同月十一日から適用する。

附 則

第百条の四第六項、第三項		、震災特別法第百四条第三項において準用する第三項	
第一項各号	又は第三項	第一項各号	同条第一項各号
第百条の四第七項 前各項		又は同条第三項において準用する第三項	
第一項各号	同条第一項各号	震災特別法第百四条第一項並びに同条第三項において準用する第三項、第四項及び前項	
同条第一項各号		同条第一項各号	

厚生労働大臣 細川 律夫
内閣総理大臣 菅 直人

○厚生労働省令第五十七号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十一号）の施行に伴い、並びに同法第八十一条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項並びに第百四条第四項及び第五項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二日

厚生労働大臣 細川 律夫

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令（抄）
（健康保険の標準報酬月額改定に係る届出等）

第一条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号。以下「法」という。）第四十九条第一項及び第二項の規定による健康保険の標準報酬月額の改定に係る届出については、健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号。以下「健保規則」という。）第二十六条の規定を準用する。

2 前項において準用する健保規則第二十六条の規定による届出を行う事業主は、提出すべき届書に東日本大震災（法第二十一条に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）による被害を受けたことを明らかにすることができる書類を添付しなければならない。

3 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十九条第一項の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者（東日本大震災による被害を受けたことにより傷病手当金の支給を受けようとする者に限る。）は、法第四十九条第四項の規定により読み替えられた健康保険法第九十九条第一項の規定が適用される場合においては、健保規則第八十四条第一項の申請書に、同条第二項、第五項及び第六項の規定により添付しなければならないこととされる書類のほか、東日本大震災による被害を受けたことにより疾病若しくは負傷又はこれによる疾病が発生したことを明らかにすることができる書類を添付しなければならない。

（健康保険の保険料の免除の申請等）

第二条 法第五十七条第一項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項第二号に該当することを明らかにすることができる書類を添付し、これを日本年金機構（以下「機構」という。）又は健康保険組合に提出することによつて行うものとする。

一 事業所の名称及び所在地

二 法第五十七条第一項第二号に該当するに至った年月

2 前項の規定により特別障害者食費等減免給付費の支給を行わないこととした市町村は、次の各号に掲げる事項を書面により当該特別障害者食費等減免給付費に係る被災支給決定障害者等に通知し、受給者証の提出を求めるものとする。

一 特別障害者食費等減免給付費の支給を行わないこととした旨

二 受給者証を提出する必要がある旨

三 受給者証の提出先及び提出期限

3 前項の被災支給決定障害者等の受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

4 市町村は、第一項の特別障害者食費等減免給付費の支給を行わないこととした場合には、受給者証にその旨を記載し、これを返還するものとする。

(特別調整交付金の額の特別)

第二十九条 法第九十条第二項の規定により補助を受けた市町村について介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令(平成十二年厚生労働省令第二十六号)第七條の規定を適用する場合においては、同条第一号中「一の額」とあるのは、「一の額(当該措置について国の補助金があるときは、当該額から当該補助金で当該市町村に係るものの額を控除した額)」と、同条第二号中「一の額」とあるのは、「一の額(当該費用について国の補助金があるときは、当該額から当該補助金で当該市町村に係るものの額を控除した額)」とする。

(法第九十条第一項の規定による支給の申請等)

第三十条 法第九十条第一項の規定による支給を受けようとする被災介護保険被保険者(同項に規定する被災介護保険被保険者をいう。以下この条において同じ)は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 被災介護保険被保険者に該当する旨

二 氏名、性別、生年月日及び住所

三 指定施設サービス等(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十八條第一項に規定する指定施設サービス等をいう。)又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(同法第八條第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。)を受け

ている場合にあつては、当該指定施設サービス等又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている介護保険施設(同条第二十二項に規定する介護保険施設をいう。)又は地域密着型介護老人福祉施設(同条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。)の名称及び所在地

四 前号の介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、又は入院した年月日

五 介護保険施設施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第二十六條第一項の被保険者証の番号

2 前項の申請書には、同項第一号及び第四号に掲げる事項を証する書類並びに介護保険施設施行規則第八十三條の六第四項に規定する認定証(同項の規定により交付を受けている場合に限る)を添付しなければならない。ただし、市町村は、これらにより明らかにすべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略することができる。

3 市町村は、第一項の申請に基づき、申請者が被災介護保険被保険者であつて、特定介護サービス(介護保険法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ)を受け、又は受けていると認めるときは、その旨を記載した認定証(以下この条において「認定証」という)を、当該被災介護保険被保険者に有効期間を定めて交付しなければならない。

4 認定証の交付を受けた被災介護保険被保険者が、次のいずれかに該当するに至つたときは、遅滞なく、認定証を市町村に返還しなければならない。

一 被災介護保険被保険者に該当しなくなったとき。

二 認定証の有効期限に至つたとき。

三 介護保険施設施行規則第二十八條の規定は、認定証の検認及び更新について準用する。

5 被災介護保険被保険者は、認定証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を受けなければならない。

一 氏名、性別、生年月日及び住所

二 再交付申請の理由

7 認定証を破り、又は汚した場合の前項の申請書には、同項の申請書に、その認定証を添えなければならない。

8 被災介護保険被保険者は、認定証の再交付を受けた後、失つた認定証を発見したときは、直ちに、発見した認定証を市町村に返還しなければならない。

9 被災介護保険被保険者は、特定介護サービスを受けようとするときは、特定介護保険施設等(介護保険法第五十一条の三第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。)に提示する被保険者証に、認定証を添えなければならない。

(法第九十一条第一項の規定による支給の申請等)

第三十一条 前条の規定は、法第九十一条第一項の規定による支給について準用する。

(法第九十二条第一項の規定による支給の申請等)

第三十二条 第三十条の規定は、法第九十二条第一項の規定による支給について準用する。この場合において、第三十条第一項中「被災介護保険被保険者(同項に規定する被災介護保険被保険者をいう。以下この条において同じ)」とあるのは、「介護保険施設施行法(平成九年法律第百二十四号)第十三條第三項に規定する要介護旧措置入所者であつて、法第九十二条第一項の規定に基づき、市町村が、東日本大震災による被害を受けたことにより特定介護サービスに必要となる費用を負担することが困難であると認めたもの(以下この条において「被災介護保険被保険者」という。))と読み替へるものとする。

(厚生年金保険の標準報酬月額額の改定に係る届出等)

第三十三条 厚生年金保険の適用事業所の事業主(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第六條第一項第三号に規定する船舶所有者(以下単に「船舶所有者」という)を除く。以下この条において同じ)は、その使用する厚生年金保険の被保険者が法第九十四条第一項又は第二項に該当するに至つたときは、速やかに、厚生年金保険施設施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十七号)以下「厚生規則」という。第十九條第一項に規定する厚生年金保険被保険者報酬月額変更届又は当該届書に記載すべき事項を記録した磁気ディスクに、東日本大震災による被害を受けたことを明らかにすることができる書類を添付し、これを機構に提出しなければならない。

らない。この場合において、被保険者が同時に全国健康保険協会の管掌する健康保険の被保険者であることにより、第一條第一項において準用する健康規則第二十六條の規定によつて届書又は磁気ディスクを提出するときは、これに併記又は記録して行うものとする。

2 船舶所有者は、その使用する厚生年金保険の被保険者又は七十歳以上の使用者である者が法第九十四条第一項又は第二項(これらの規定を同条第四項において読み替へて準用する場合を含む)に該当するに至つたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書に、東日本大震災による被害を受けたことを明らかにすることができる書類を添付し、これを機構に提出しなければならない。この場合において、被保険者が同時に船舶保険の被保険者であることにより、第六條の規定によつて届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

一 被保険者又は七十歳以上の使用者である者の氏名及び生年月日

二 基礎年金番号

三 船舶所有者に使用される厚生年金保険の被保険者が国民年金法等の一部を改正する法律第五條の規定による改正前の船舶保険法第三十四條第一項第二号イからハまでに規定する漁船以外の漁船に乗り込む者であるかないかの区別

四 厚生年金保険の標準報酬月額又は標準報酬月額に相当する額の変更新年

五 変更前の厚生年金保険の標準報酬月額又は標準報酬月額に相当する額

六 厚生年金保険の報酬月額

七 船舶所有者の氏名及び住所(船舶所有者が法人であるときは、名称及び主たる事務所の所在地又は仮住所とする。次条及び第三十三条五に於いて同じ)

3 厚生年金保険の適用事業所の事業主は、その使用する七十歳以上の使用者である者が法第九十四条第四項において読み替へて準用する同条第一項又は第二項に該当するに至つたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書正副二通に、東日本大震災による被害を受けたことを明らかにすることができる書類を添付し、これを機構に提出することによつて行うものとする。

ならない。この場合において、被保険者が同時に全国健康保険協会の管掌する健康保険の被保険者であることにより、第一條第一項において準用する健康規則第二十六條の規定によつて届書又は磁気ディスクを提出するときは、これに併記又は記録して行うものとする。

2 船舶所有者は、その使用する厚生年金保険の被保険者又は七十歳以上の使用者である者が法第九十四条第一項又は第二項(これらの規定を同条第四項において読み替へて準用する場合を含む)に該当するに至つたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書に、東日本大震災による被害を受けたことを明らかにすることができる書類を添付し、これを機構に提出しなければならない。この場合において、被保険者が同時に船舶保険の被保険者であることにより、第六條の規定によつて届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

一 被保険者又は七十歳以上の使用者である者の氏名及び生年月日

二 基礎年金番号

三 船舶所有者に使用される厚生年金保険の被保険者が国民年金法等の一部を改正する法律第五條の規定による改正前の船舶保険法第三十四條第一項第二号イからハまでに規定する漁船以外の漁船に乗り込む者であるかないかの区別

四 厚生年金保険の標準報酬月額又は標準報酬月額に相当する額の変更新年

五 変更前の厚生年金保険の標準報酬月額又は標準報酬月額に相当する額

六 厚生年金保険の報酬月額

七 船舶所有者の氏名及び住所(船舶所有者が法人であるときは、名称及び主たる事務所の所在地又は仮住所とする。次条及び第三十三条五に於いて同じ)

3 厚生年金保険の適用事業所の事業主は、その使用する七十歳以上の使用者である者が法第九十四条第四項において読み替へて準用する同条第一項又は第二項に該当するに至つたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書正副二通に、東日本大震災による被害を受けたことを明らかにすることができる書類を添付し、これを機構に提出することによつて行うものとする。

あるのは「国民年金基金連合会が死亡を支給事由とする一時金の支給に関する義務を負っている中途脱退者又は解散基金加入員（以下この条において「中途脱退者等」という。）」と、「第十二条第二項第三号」とあるのは「第六十三条において準用する第二十二條第二項第三号」と、「加入員又は加入員であつた者」とあるのは「中途脱退者等」と読み替えるものとする。

（地方厚生局長等への権限の委任）

第四十四条 法第百四条第四項の規定により、次の各号に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。

一 法第百四条第三項において準用する厚生年金保険法第百条の四第三項の規定により厚生労働大臣が法第百四条第一項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うこととした場合における当該権限

二 法第百四条第三項において準用する厚生年金保険法第百条の四第四項の規定による公示

2 法第百四条第五項の規定により、前項各号に掲げる権限のうち地方厚生支局の管轄区域に係るものは地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二條第二項及び第三項の市町村を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十二年五月一日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第二百一十七号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二十条第二項及び第三項の市町村を定める政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定被災地方公共団体）
第一条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（次条において「法

という。)第二条第二項の政令で定める市町村は、別表第一のとおりとする。
(特定被災区域)

第二条 法第三項の災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村のうち政令で定めるものは、別表第一のとおりとする。

2 附則 法第二条第三項のこれに準ずる市町村として政令で定めるものは、別表第三のとおりとする。

この政令は、公布の日から施行する。

[illegible]

